

## 鹿児島地域流域治水協議会規約の改定について

## 1 改定理由

鹿児島地域流域治水協議会において、事業実施中の河川や水位周知河川の7水系について、令和3年度までに「流域治水プロジェクト」を策定し公表したところであるが、今回、鹿児島地域振興局管内の残る18水系の二級河川について、「流域治水プロジェクト」を策定、公表するため規約の改定を行うものである。

## 2 改定内容

## 第3条（対象流域；別紙1）

個別水系「流域治水プロジェクト」

新川，甲突川，稻荷川，脇田川，永田川，神之川，大里川  
(7水系)

その他水系「流域治水プロジェクト」

鹿児島市：田貫川，貝底川，八幡川，愛宕川，和田川，  
野尻川，持木川，思川 (8水系)

日置市：江口川，大川，永吉川，小野川，伊作川 (5水系)

いちき串木野市：土川川，平身川，荒川，五反田川，八房川

※ \_\_\_\_：始良市，薩摩川内市流域含む (5水系)

## 第5条（協議事項；(2)）

別紙1の改定に伴い

個別水系「流域治水プロジェクト」及びその他水系「流域治水プロジェクト」  
に区分

## 第6条（幹事会）

別紙1の改定に伴い

個別水系「流域治水プロジェクト」は、水系毎に幹事会  
その他水系「流域治水プロジェクト」は、その他水系幹事会  
を設置

## その他

上記改定に伴い、鹿児島地域流域治水協議会名簿の改定及びその他水系幹事会名簿の追加等。